第七条第一項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同項第八号中「、第五号及び第六号」を「から第六号まで」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「、法第八十一条の二」を「並びに法第八十一条の二」に改め、「並びに法第百十条の二及び法第百十五条の三に規定する厚生年金基金」を削り、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「場合及び第七号」を「場合（前号に掲げる事項の変更に伴い同条第六号に掲げる事項を変更する場合を除く。）及び第八号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　法第四条第五号に掲げる事項（労働協約等の変更により法第二十七条の規定による加入者の資格の喪失の時期が変更になる場合その他の給付の設計の軽微な変更（給付の額の減額に係る場合を除く。）に限る。）

第七条第二項第四号中「前項第十号」を「前項第十一号」に改める。

第八条第一項第三号中「厚生年金基金の規約その他」を削り、同項第五号中「第五十条第五号」を「第五十条第四号」に改め、同項第八号中「第百十七条第一項」を「第八十二条の二第一項」に改める。

第十条第二号中「）の」の下に「名称の変更、」を加え、同条第三号中「市町村の」の下に「名称の変更、」を加え、同条第四号中「第七条第一項第七号」を「第七条第一項第十一号」に改め、同条第五号中「第七条第一項第十号」を「第七条第一項第八号」に改め、同条第七号中「第七条第一項第十一号」を「第七条第一項第十号」に改める。

第十一条各号列記以外の部分中「基金」を「企業年金基金（以下「基金」という。）」に改める。

第十二条第二号中「、法第七十九条第二項」に改め、「、法第百十条の二第三項の規定により基金が厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合又は法第百十二条第四項の規定により基金が厚生年金基金の権利義務を承継する場合」を削る。

第十五条第二号中「第二条第六号」を「第二条第二号から第四号まで及び第六号」に改め、同条第三号中「第七号」を「第八号」に、「第九号及び第十号」を「第十号及び第十一号」に改める。

第十八条第一号中「市町村の」の下に「名称の変更、」を加え、同条第三号中「市町村の」の下に「名称の変更、」を加え、「第七号及び第十号」を「第八号及び第十一号」に改める。

第二十三条第三号中「第九十一条の二第一項」を「第九十一条の十九第一項」に、「厚生年金保険法第百四十九条第一項」を「法第九十一条の二第一項」に改める。

第二十六条第三項第一号に次のただし書を加える。

ただし、令第二十四条第一項第三号に掲げる給付の額の算定方法を用いて同条第三項の年金として支給される給付の額の改定を行う場合その他これに類する場合にあっては、零を下回らないものとすることができる。

第二十六条第三項第二号に次のただし書を加える。

ただし、予定死亡率を当該確定給付企業年金の加入者等及びその遺族の死亡の実績及び予測に基づき合理的に定めたものとすることを規約に定めた場合にあっては、当該合理的に定めたものとすることができる。

第二十九条第一項第四号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　積立金の運用利回りの実績

第二十九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、同条第一項第三号に掲げる給付の額の算定方法を用いて給付の額を計算する場合にあっては、次の各号のいずれの率に基づき再評価を行う場合でも、当該再評価後の累計額が、当該再評価を行わなかった場合の累計額を下回ってはならない。

第二十九条第二項を削る。

第三十二条の二中「、第百十五条の三第二項若しくは第百十五条の四第二項又は厚生年金保険法第百六十五条の二第二項」を「又は第九十一条の二十六第二項」に、「若しくは積立金又は厚生年金基金脱退一時金相当額（令第二条第四号に規定する厚生年金基金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）若しくは同法第百六十五条第五項に規定する年金給付等積立金」を「又は積立金」に改める。

第四十六条第五項第一号中「（給付に要する費用の額の予想額の現価に相当する額から標準掛金額の予想額の現価に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。）」を削る。

第四十九条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第五十条中第四号を削り、同条第五号ハ中「若しくは第二項又は法第百七条第一項」を「又は第二項」に改め、同号を同条第四号とする。

第五十一条中「第七条第一項第四号」を「第七条第一項第五号」に改める。

第五十二条本文中「確定給付企業年金」の下に「（受託保証型確定給付企業年金を除く。）」を加え、同条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2　受託保証型確定給付企業年金（閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。）」の掛金の額は、第四十三条の規定にかかわらず、契約者価額の計算に用いる予定利率及び予定死亡率を用い、前項第一号、第五号及び第六号に規定するところにより計算することができる。

3　閉鎖型受託保証型確定給付企業年金の掛金の額は、第四十三条の規定にかかわらず、契約者価額の計算に用いる予定利率及び予定死亡率を用い、第一項第一号及び第四号から第六号までに規定するところにより計算することができる。

第五十九条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第四十六条第一項第四号の規定により特別掛金額を計算している場合は、翌事業年度における掛金の額に代えて、翌々事業年度における掛金の額又は同項第一号の規定に基づき特別掛金額を計算するものとした場合の翌々事業年度における掛金の額を用いて算定することができる。

第六十五条ただし書中「当該確定給付企業年金が」を削り、「数理債務の額とする」を「数理債務の額に基づき合理的に計算した額とする」に改める。

第八十七条の二第二項中「又は法第百七条第一項の規定」を「の規定」に、「法第七十九条第一項又は法第百七条第一項の政令」を「同項の政令」に、「法第七十九条第三項又は法第百七条第四項」を「同条第三項」に改める。

第八十九条の五第一項中「この項、第百四条の四第一項及び第百四十二条第一項において」を削る。

第九十条第二項中「、第八十一条第五項、第百七条第五項、第百八条第五項及び第百十一条第五項」を「及び第八十一条第五項」に改める。

第九十四条第二項第六号及び第五項中「第五十条第五号ハ」を「第五十条第四号ハ」に改め、同条第七項中「及び令第七十三条第八項から第十一項まで」を削る。

第七章の次に次の一章を加える

第七章の二　確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等

（資産の移換をする場合の掛金の一括拠出に係る積立金の算定方法）

第九十六条の二　令第五十四条の四に規定する厚生労働省令で定める方法は、第八十七条の二第一項各号に掲げる方法とする。この場合において、同項中「分割」とあるのは「移換」と、「移換先確定給付企業年金」とあるのは「実施事業所の事業主が実施する企業型年金の資産管理機関」と読み替えるものとする。

（脱退一時金相当額の確定拠出年金への移換の申出等）

第九十六条の三　法第八十二条の三第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があったときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連運営管理機関等（確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。第百四条の二十三第一項において同じ。）又は国民年金基金連合会（確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

一　氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　脱退一時金相当額及びその算定の基礎となった期間の開始日及び終了日